

八尾市児童福祉審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

磯沢	淳子	学識委員
井上	依彦	八尾市議会議員
今井	なみえ	公募委員
浦上	弘明	八尾市教育推進担当部長
大星	なるみ	八尾地区労働組合協議会代表委員
斉藤	英司	八尾市こども未来部長
重松	恵美子	八尾市議会議員
田中	昌之	八尾私立幼稚園協会代表委員
谷沢	千賀子	八尾市議会議員
中西	利恵	学識委員
西川	繁	八尾市社会福祉協議会代表委員
西川	弥生	八尾市人権協会代表委員
農野	寛治	学識委員
松倉	敦美	八尾市民生委員児童委員協議会代表委員
松田	直美	特定非営利活動法人KARALIN代表委員
村井	慶二	八尾私立保育連盟代表委員
森定	玲子	学識委員
守屋	正博	公募委員
山田	浩子	公募委員
横山	雄一	公募委員

八尾市児童福祉審議会規則

昭和 47 年 6 月 30 日

規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 34 年八尾市条例第 195 号）第 2 条の規定に基づき、八尾市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて児童福祉に関する事項を調査、審議し、必要があるときは、市長に建議することができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 児童福祉に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市議会議員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことがで

きない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(学識委員会議)

第7条 審議会に、専門事項を調査等するため、学識委員会議を置くことができる。

- 2 学識委員会議は、第3条第2項第3号の委員のうちから市長が指名するもの(以下「学識委員」という。)をもって組織する。
- 3 学識委員会議に会長を置き、学識委員の互選により定める。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を会議に出席させて意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(報酬)

第10条 委員の報酬の額は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年八尾市条例第166号)別表中「その他の委員」について定める額とする。ただし、第3条第2項第3号の委員については、21,000円とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、こども未来部において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

### 会 議 の 公 開 に 関 す る 指 針

(平成9年11月17日決定)

#### 1 目 的

この指針は、市政に対する市民参加を促進するとともに、市政における透明性、公正性を向上させるため、審議会等の会議の公開に関する指針を定めることにより、市民等に対し審議会等における審議等の状況を明らかにし、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

#### 2 対象とする審議会等

公開の対象とする会議は、名称の如何を問わず、市民、各種団体代表、学識経験者等で構成され、市長の担任する事務について、調停、審議、審査又は調査・研究等を行うため、本市に設置された審議会、協議会等（行政関係職員のみで構成されているものは除く。以下「審議会等」という。）の会議とする。

#### 3 審議会等の会議の公開の基準

審議会等の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とする。

- (1) 法令等の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 当該会議において、八尾市公文書公開条例（平成7年八尾市条例第9号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

#### 4 公開、非公開の決定

- (1) 審議会等の会議を公開するかどうかは、前項に規定する「審議会等の会議の公開の基準」に基づき、当該審議会等の会長等がその会議に諮って決定しなければならない。
- (2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定した場合は、前項に定める非公開理由のいずれに該当するか明らかにしなければならない。

#### 5 公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望するものに、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

なお、傍聴を希望できるものは、公開条例第5条第1項各号に定めるものとする。

- (2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。

- (3) 市長は、別に定めるところにより、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項を定めるものとする。
- (4) 審議会等は、公開した会議の会議資料及び会議録を閲覧に供しなければならない。
- (5) 審議会等は、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

## 6 会議開催の周知

市長は、公開される会議開催日の概ね1週間前までに、次に掲げる事項を市政だよりに掲載して、一般の周知に努めるものとする。ただし、会議が緊急に開催される必要が生じたときは、この限りではない。

- (1) 開催日時
- (2) 場 所
- (3) 議 題
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 傍聴手続き
- (6) 問い合わせ先

## 7 その他

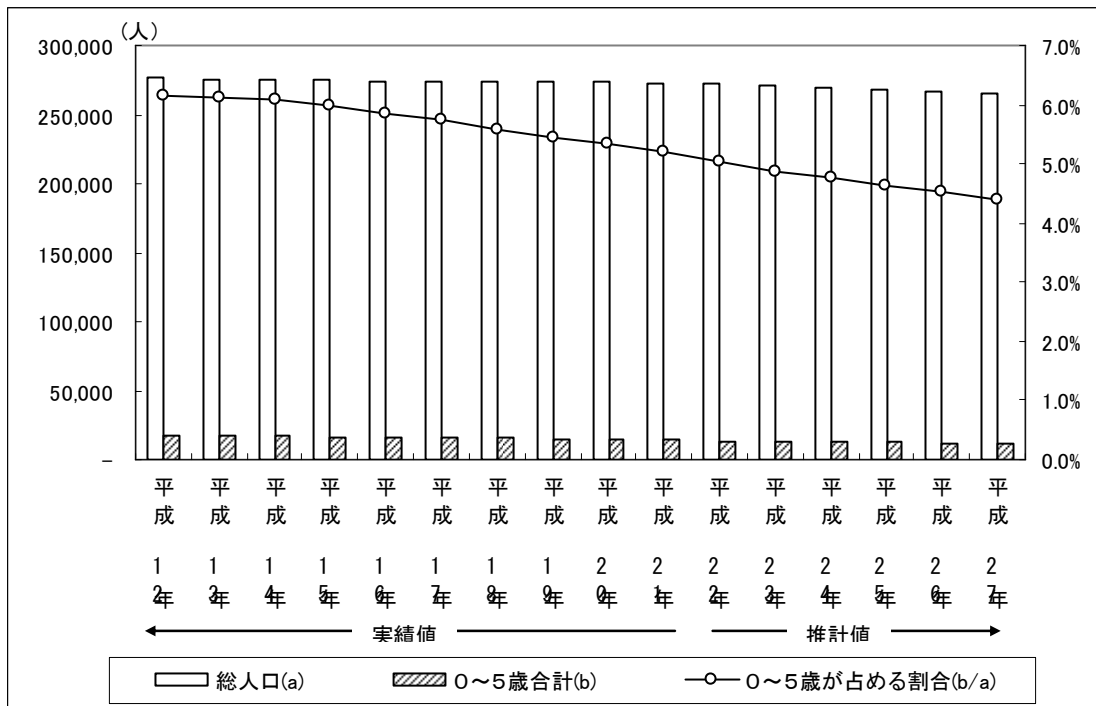
- (1) 市長は、その設置する審議会等の名称及び任務の内容並びに公開・非公開の別等について、一般に知らせるよう努めるものとする。
- (2) 市長は、新たに審議会等を設置した場合、当該審議会等の設置の目的及びその任務等について明らかにするよう努めるものとする。
- (3) この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

## 8 適用期日

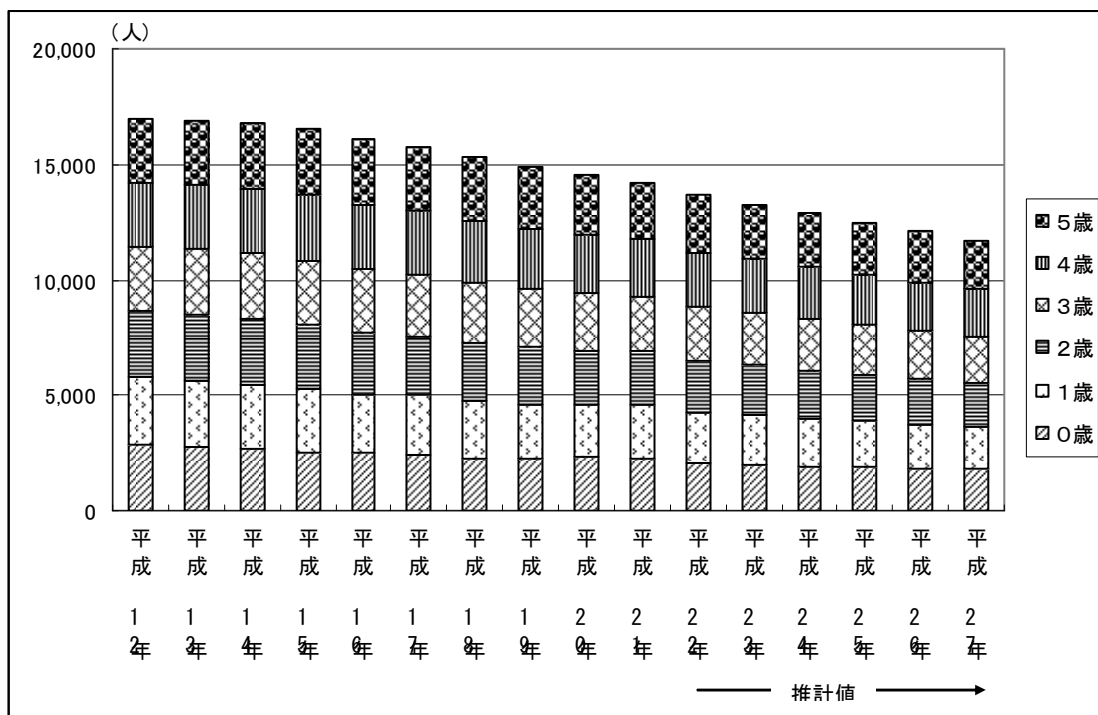
この指針は、平成10年4月1日から実施し、同日以降に開催される審議会等の会議から適用する。

八尾市の人口について

図表- 1 市全体の人口の実績、将来推計(各年3月31日現在)



図表- 2 0~5歳人口の実績、将来推計(各年3月31日現在)



## 保育所について

### 1. 保育所の定義

保護者が仕事などのために日中に家庭で乳幼児を保育できないときに、保護者にかわって子どもを保育することを目的とした社会福祉施設である。設置主体は、市町村及び社会福祉法人等である。なお、設置に関しては、都道府県知事の認可が必要（市町村設置の場合は届出）である。

#### 児童福祉法第39条

保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

② 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

### 2. 保育所入所に関する規定

児童福祉法第24条に基づき、保護者の労働、疾病その他の理由により児童が保育に欠ける状態にあり、保護者から入所の申請がある場合に市町村が保育を実施する。

- ・ 入所申込は、公立・私立を問わず、居住地の市町村窓口である。
- ・ 入所可能人数を超えて申しこみがある場合は、市町村が公正な方法で選考する。

#### 児童福祉法第24条

市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。

② 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。

③ 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

④⑤ 省略

## 八尾市保育の実施に関する条例第2条

保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

### 3. 保育所定員と入所の考え方

#### (1) 保育所の定員

各保育所には定員があり、保育の実施は定員の範囲内で行うことを基本としている。しかしながら、待機児童の解消の観点から、定員を超えて保育を実施することが認められている。ただし、保育士数や保育室の面積等の児童福祉施設最低基準（厚生労働省令）を下回ることはできない。

#### 〔保育所における入所可能人数〕

時期		可能な範囲
年度当初（4月1日）		概ね定員の115%以内
年度途中	9月末まで	概ね定員の125%以内
	10月1日以降	概ね定員の125%以上

(注) 10月1日以降は概ね125%以上の入所は可能であるが、翌年度の4月1日には概ね115%以内が適用されるため、無制限に入所決定することはできない。

#### (2) 広域入所

居住地以外の保育所への入所も可能である。本市の場合、大阪市平野区内の保育所を中心に、例年50～70名程度（年度当初）入所している。



#### 4. 保育料について

- ・ 公立・私立どちらも市町村が徴収する。
- ・ 児童の年齢と保護者の収入に応じて保育料を算定するため、公立・私立による差は生じない（保育用品等の実費は保育所によって異なる）

年齢	保育料額（月額）	〔参考〕国基準額（月額）
0～2歳児	0～63,000円	0～80,000円
3歳児	0～31,500円	0～77,000円
4～5歳児	0～26,100円	0～77,000円

〔年齢は4月1日現在〕

- ・ 同一世帯で兄弟姉妹の2人以上が保育所、幼稚園、認定こども園に在籍している場合は、減額がある。

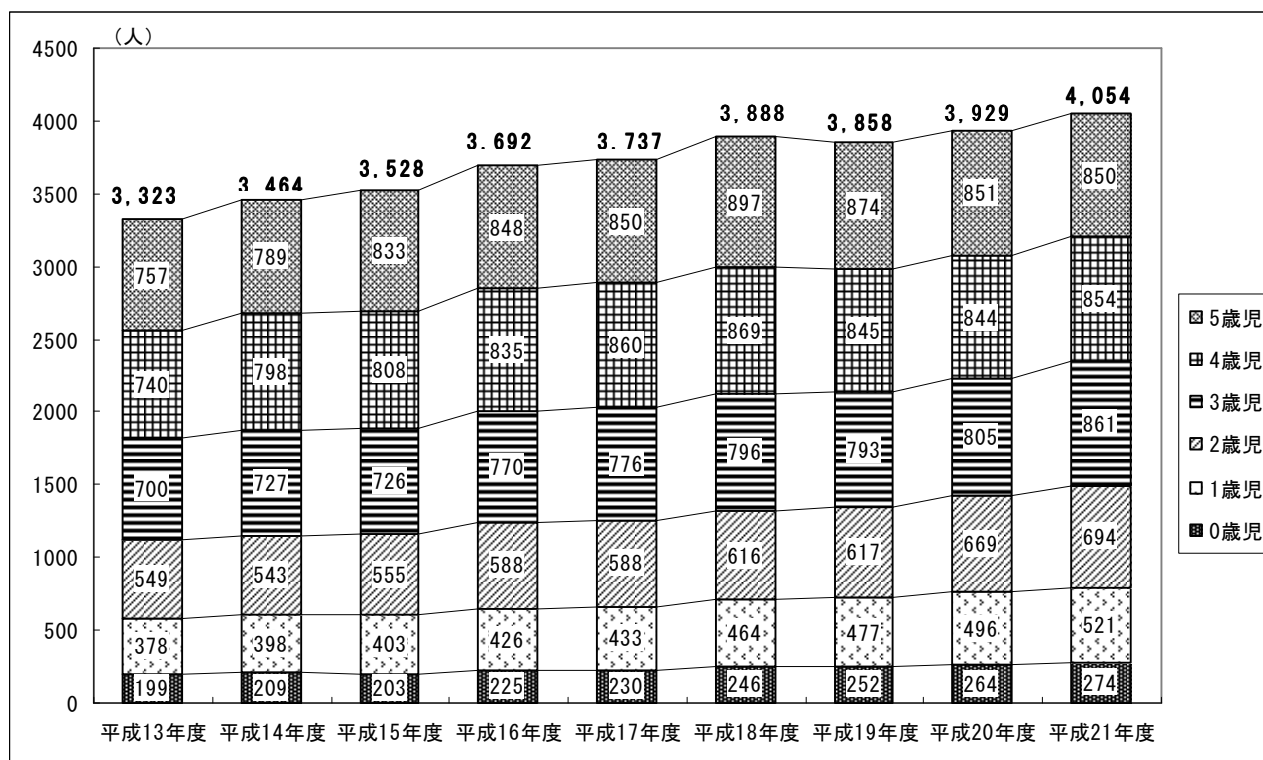
年齢	保育料の算定
最年長の児童	全額
次に年長の児童	半額
その他	免除

## 保育所（園）の施設数、入所児童数等について

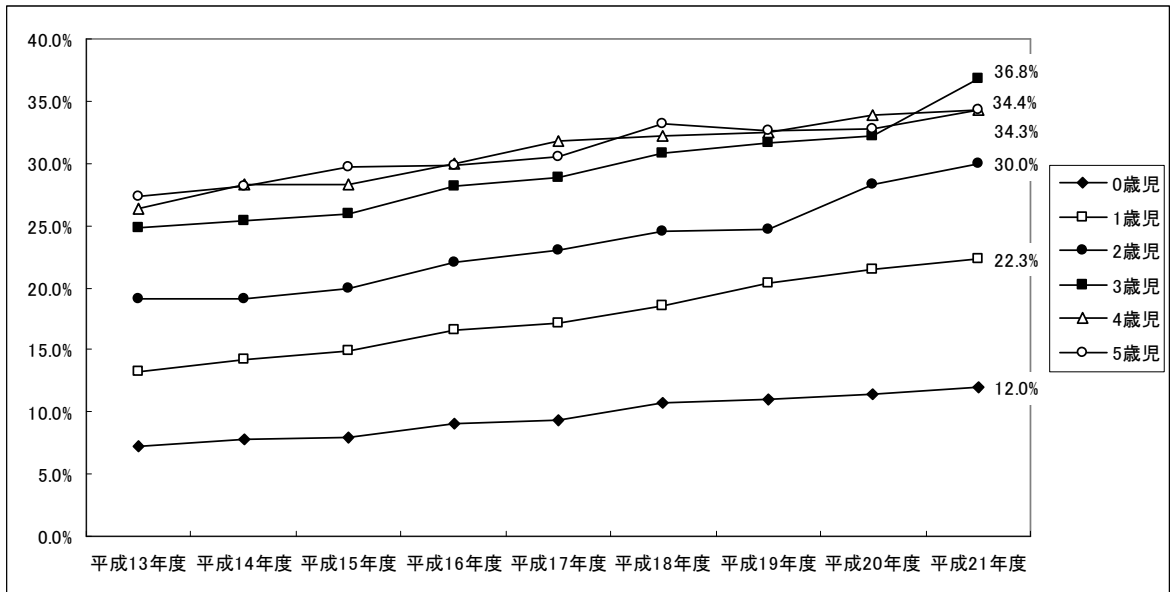
図表-3 保育所（園）の施設数、定員数、入所児童数の推移（各年度4月1日現在）

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
施設数	公立	13	12	12	12	12	11	11	10	9
	私立	17	17	17	18	18	20	20	21	22
	合計	30	29	29	30	30	31	31	31	31
定員数	公立	1,650	1,470	1,470	1,470	1,470	1,350	1,350	1,200	1,120
	私立	1,750	1,750	1,780	1,950	1,995	2,220	2,250	2,460	2,670
	合計	3,400	3,220	3,250	3,420	3,465	3,570	3,600	3,660	3,790
入所児童数	公立	1,358	1,400	1,424	1,412	1,413	1,334	1,292	1,186	1,117
	私立	1,898	1,973	2,023	2,211	2,271	2,496	2,505	2,668	2,870
	他市	67	91	81	69	53	58	61	75	67
	合計	3,323	3,464	3,528	3,692	3,737	3,888	3,858	3,929	4,054

図表-4 年齢別 保育所（園）入所児童の推移（各年度4月1日現在）



図表-5 各歳児人口に対する 保育所(園)入所児童数の割合の推移(各年度4月1日現在)



## 簡易保育施設について

### 1. 簡易保育施設とは

簡易保育施設とは、認可保育施設ではありませんが、付近に保育所がないなどのやむを得ない事由により保育に欠ける児童を八尾市の要綱に基づいて3箇所の施設に斡旋しています。

### 2. 斡旋年齢について

斡旋の対象児は、0歳児・1歳児です。斡旋の年齢はその年の4月1日現在の満年齢によります。したがって誕生日が過ぎて年齢が上がってもその年度はそのままになります。

### 3. 斡旋できる基準

児童の保護者のいずれもが次の基準のいずれかの状態にあり、かつ、同居の親族その他の人が児童を保育できない場合です。

- ①児童の保護者が、産後休暇（概ね出産後8週間以上）及び育児休業の終了により職場復帰することになった場合。
- ②児童の保護者が日中に概ね7時間以上、1ヶ月に20日以上、日常の家事以外の労働を常態としている場合。
- ③死亡、離婚、行方不明等その他緊急な事由により、両親の一方もしくは両方がいない家庭もしくは生計の中心者の失業により、前号の就労を必要とし、施設入所時に就労可能な旨、客観的にその事実が確認できる場合（就労証明）。
- ④児童の保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有している場合。
- ⑤児童の保護者が、長期にわたり疾病の状態にあるか、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している場合。
- ⑥児童の保護者が出産前6週間から出産後8週間の期間にあたる場合。
- ⑦震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあたっていること。
- ⑧特に市長が認める前各号に類する状態にあること。

※ただし、斡旋中であっても、斡旋できる基準に該当しなくなれば斡旋を解除します。

#### 注意

なお、上記の斡旋できる基準に該当していても、施設の定員などの状況で斡旋できない場合があります。

### 4. 斡旋の申込について

簡易保育施設の斡旋申請にあたっては、以下の書類が必要になります。

- ①簡易保育施設斡旋申請書
- ②保育所入所申込書
- ③申告書（勤務証明など）
- ④税額証明書（市民税・所得税）
- ⑤住民票または外国人登録済証（世帯全部のもの）

5. 斡旋の決定及び通知について

斡旋については、申請を受け付けた月の翌月から審査対象とします。その場合は申請を提出された方から必要事項等を確認し、斡旋できる基準等の審査を行い、斡旋児童を決定します。なお、斡旋決定の通知は、こども家庭課から文書で通知します。

6. 保育助成額について

保育助成額は、斡旋する児童の属する世帯の所得税額あるいは市民税額の合計額によって決定します。

7. ならし保育について

簡易保育施設に入所した場合、最初の数日間は、お子さんの急激な環境の変化の緩和等のため「ならし保育」として短縮保育を必要とする場合もあります。

詳しくは各施設までお問合せください。

8. 退所の手続きについて

引越し等により退所される場合は、必ず施設とこども家庭課にご連絡ください。

9. 市からのお願い

斡旋申請後、または斡旋決定後も次のことで状況が変わったときは必ずこども家庭課までご連絡ください。

- ① 斡旋児童が病気等で長期欠席される場合  
(ただし、欠席が長期になる場合は、原則として斡旋を解除します。)
- ② 住所が変わったとき (市内・市外へ転居または転出される時)
- ③ 家族の状況に異動があったとき (離婚、再婚、出産 等)
- ④ 保護者が転職・退職・就職されたとき
- ⑤ 斡旋申請を取り下げるとき

簡易保育施設一覧表

No.	簡易保育施設名	施設定員		所在地	電話番号
		0歳	1歳		
1	たんぼぼ共同保育所	20人		東山本町3-2-9	997-0579
2	八尾木共同保育所	15人		八尾木6-120	993-4894
3	みどり保育園	20人		末広町1-6-10	993-2437

※ ただし、定員の概ね2割を限度として1才児も斡旋します。

保育時間一覧表

		曜日	延長保育時間	通常保育時間	延長保育時間
1	たんぼぼ共同保育所	平日	7:30 ~	9:00 ~ 17:00	~ 18:30
		土曜日	7:30 ~	9:00 ~ 12:00	~ 18:30
2	八尾木共同保育所	平日	7:30 ~	9:00 ~ 17:00	~ 18:30
		土曜日	7:30 ~	9:00 ~ 12:00	~ 18:30
3	みどり保育園	平日	7:30 ~	9:00 ~ 17:00	~ 18:30
		土曜日	7:30 ~	9:00 ~ 12:00	~ 14:00